

環境経営の時代

小池 清

1. 環境問題の変遷と企業の対応

環境問題の移り変わりをたどれば1950年代までの職場の環境問題に行き着く。粉塵による珪肺患者の続出、六価クロムによる労働者の健康被害など当時企業は労働安全問題に追われた。1960年から1970年ごろになると地域の環境問題、即ち公害が世間を騒がせるようになった。熊本の水俣病をはじめとして四日市や川崎の喘息問題、また大都市を襲った光化学スモッグなど、当時の環境問題は一定地域に限定された水質、大気汚染の公害問題であった。

これら職場のあるいは地域の環境問題に関して、日本は数々の環境立法と公害防止技術開発で乗り切り、環境対策と経済成長は相反するものではなく、両立できるものであることを示した。

1980年代に入ると、フロンによるオゾン層の破壊や、二酸化炭素などの過剰排出による地球の温暖化現象など地球規模の環境問題が我々に迫ってきた。この問題は被害や影響が一国一地域にとどまらず、国際的な解決が迫られるものばかりである。

さらに近年に至って、生活関連型の環境問題として廃棄物・リサイクル問題や内分泌化学物質いわゆる環境ホルモンなどの有害化学物質問題がクローズアップされるに至った(表1参照)。

1950年代の作業環境から始まって、1970年代の地域環境、そして1990年代は地球環境問題へと問題は拡大していった。環境問題は職場という「点」から、地域という「面」に広がり、そして地球即ち「球」といった具合に「点」から「面」そして「球」へと展開してきたといえる。そして今やそれらが質的により複雑化した複雑環境問題の時代へ突入したといえよう。

環境問題の変遷にあわせて立法による規制や企業の対応も変化してきている。職場や地域の環境問題まで

表1 環境問題の変遷と企業の対応

	職場の環境 ～50年代	地域の環境 60～70年代	地球環境 80年代～	環境経営の時代 2000年～
問題の内容	労働環境	公害	・省エネ ・省資源 ・有害化学物質	複雑化、悪化
規制	直接	直接	間接 (自主的、経済的)	間接 (情報公開)
企業の対応	消極	消極	積極	積極、質的变化 環境経営

は行政は基準値を決めその数値に従うように規制してきた。当時企業の意識は低く消極的な対応で対処するが多かった。しかし地球環境問題の時代に入り特に1990年代になると企業の意識は明確に変わり一転積極的になった。企業の社会的責任が叫ばれ環境問題への積極的な対処が企業の生き残りへの条件とトップが認識しだしたからである。同時に行政の態度も変化し、自主規制や経済的インセンティブを中心とした立法が増えてくる。

1996年に発行された環境管理システムの国際規格ISO 14001も企業が環境保全に積極的になるきっかけとなった。その後多くの企業がその規格の認証取得を行うような状況になってきている。1997年京都で開催された国際会議の第3回気候変動枠組み条約で採択された京都議定書も企業の環境保全意識に大きな影響を与え省エネルギーの努力は続いている。

しかしわが国の二酸化炭素排出量は依然として増加傾向にある。京都議定書では2008年から2012年までに1990年レベルより6%削減されることが要求されているにもかかわらず過去10年間で約10%増加している。ごみ問題に関しても各種リサイクル法によりリサイクル率は増えてきているが依然として最終処分場の逼迫が伝えられている。また関係者の努力にもかかわらずダイオキシン、環境ホルモンといった有害化学物質の排出も減っていない。

複雑化した環境問題に対して企業もかなりの負荷低減の努力はしてきたが全体的に悪化の傾向は続いている。企業に対しては今環境負荷低減のためにさらなる積極性に加え質的な変化が求められている。情報開示

こいけ きよし
キックス総研㈱
〒108-0073 港区三田 1-11-21-313

を中心とした環境経営が叫ばれる所以がそこにある。

2. 環境経営とは

最近新聞雑誌等のジャーナリストの間で環境経営という言葉が安易に使われているが明確な定義が存在するわけではない。環境と経営という語感から、ある程度の意味は伝わるが企業にとっては決して軽いものではないと受け止めるべきである。企業経営の第一義は利益を上げて社会に貢献することである。これは当然のことであるが、さらに最近ではその経営が環境経営であることが社会から強く要請されている。それでは環境経営とは何か（図1参照）。まず企業が明確な環境保護理念を持って経営にあたることである。環境理念には3つの原則が含まれていなければならない。

環境理念：

- ① 環境負荷の低減
- ② 法令の遵守
- ③ 環境情報の開示

次にこの環境理念を実現するための実行手段が導入されていなければならない。

2.1 環境負荷の低減

企業は環境負荷を継続的に低減して社会的責任を果たさなければならない。さらに環境リスクや環境コストを削減し競争力を強化しなければならない。環境負荷の低減のためには継続的改善が行われるように何らかの環境管理システムが確立している必要がある。ISO 14001 環境マネジメントシステムはその代表となるものだ。その他 EU で開発された環境管理監査制度 (EMAS)、日本の環境省が主に中小企業向けに作成した環境活動評価プログラムなどがそれにあたる。

さらに自社の製品やサービスに関して環境負荷低減

努力がなされていることが重要である。製品の原料採取から原材料の製造、製品開発、設計、生産、流通、使用、そしてリサイクル・廃棄、のライフサイクル全般にわたって計数的に把握、分析するライフサイクルアセスメント (LCA) の実施、そしてそれを利用した環境配慮設計 (DFE) をアセスメントする仕組みの導入が必要である。製造された商品には低減された環境負荷の数値が具体的に消費者にわかるようなラベルを貼り出荷する。LCA とラベルに関しては ISO の規格がすでに発行されており、DFE については現在審議中である。

2.2 法令の遵守

現在行政の動きは急で、ここ2、3年で地球温暖化防止、循環型社会形成そして化学物質関係の法律が次々と制定あるいは強化されている。特に循環型社会形成関係では容器包装リサイクル法や特定家電リサイクル法などで拡大生産者責任の考え方が明確に入ってきている。生産者は製品の生産から使用後の廃棄まで責任を持つことが要求されており、従来のように製品を作って売ればそれでよいという考え方だけではすまなくなっている。この転換は大変重要なことで経営者の頭の大転換が求められている。

2.3 環境情報開示

環境情報の開示の目的はステークホルダーに対して説明責任を履行することが第一義的である。デンマーク、オランダ、ノルウェー、スウェーデンなどを含む北欧諸国では法律で一定規模以上の企業を対象に環境報告書の提出を義務付けている。環境管理システムの国際標準規格が発効して以来環境情報開示が促進された。EU の環境管理監査制度 (EMAS) では環境声明書という報告書の発行が義務付けられているが、ISO の規格ではそれはない。環境報告書を出す出さないは企業の自由であるが、規格の第三者認証の増加とともに報告書の発行も増加している。

環境報告書の内容であるが、環境省などが標準的なガイドラインを出しているが、各国のメンバーから国際的に組織された GRI (Global Reporting Initiative) が環境と経済、社会を含めた報告フォーマットのグローバルスタンダード案を「持続可能性報告書」として2000年に提案している。このガイドラインはトリプルボトムラインと呼ばれる環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合した総合的報告書と位置付けられており、企業の環境報告書のスタイルとして徐々に浸透してきている。

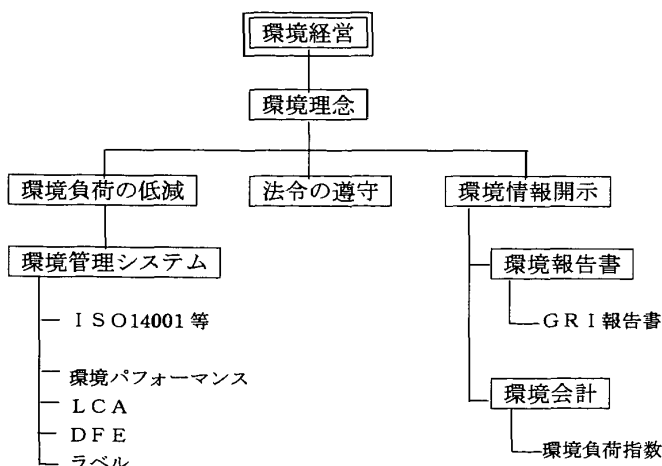


図1 環境経営の条件

環境報告書とともに環境情報開示の有力な手法と考えられているのが環境会計である。環境会計とは、事業活動における環境保全コストとその活動により得られた効果を可能な限り定量的に把握、分析し公表するための仕組みである。標準的なシステムが作られれば企業などにとって自社の環境保全への取り組みをより効率的にでき経営管理上の分析手段になる。社会にとっても統一的な枠組みを通して企業などの環境保全への努力を比較する上で有効な手段になり得る。環境保全コストは比較的簡単に把握できるが問題なのはその効果あるいはリスクの定量的な把握である。現在環境省が主催する研究会でこの辺のところの研究がなされている。

環境会計に付随してさらに重要だと考えられているのが、環境負荷指数とか環境効率指数といった環境指標の研究である。会計学で使われる売上高利益率とか資本利益率とかいった類の指標である。現在、企業毎に各種考えられているようであるが、ある程度標準化した指標がまとめれば、負荷の改善やコストと効果の比較等に大変役立つと思われる。この点に関しては後で詳述することにする。

3. 環境経営の必要性

市場の急速なグリーン化が企業に環境経営を促している。最初に触れたように環境問題が職場の環境、地域の環境、地球環境と変化するにつれて一般市民即ち消費者の意識も急速に高まりグリーン化してきている。最近のアンケート調査などで少々価格が高くても環境によい品であればそちらのほうを選ぶという結果が出ている。企業としてもこの市場のグリーン化に真剣に対応することは競争力を付け持続的発展を図るひとつのチャンスである。以下環境経営の必要性についてくつか述べてみる。

3.1 企業イメージ向上

環境管理システムを導入し、環境会計を行い、環境報告書を使って企業広報に取り組む。製品開発に際しては環境配慮設計の仕組みにより環境にやさしい製品を製造しグリーン（環境保証）ラベルを貼って市場に出す。消費者に絶えず環境先進企業であることを訴えることは経営戦略上企業にとって重要なことである。

3.2 省エネ、省資源によるコスト削減

製造業にとって製品のコスト削減は至上命令である。環境保全に取り組んだ結果省エネ、省資源によるコスト削減は明確に計数で出てくる代表例である。環境に

よいことをした結果として経営の効率化につながるわけである。

3.3 汚染リスク回避

産業社会の進展に伴い環境汚染事故を引き起こし対策に追われた企業は内外ともに多々ある。チッソによる水俣病などはその典型であろう。現在に至るまで国をも巻き込み莫大な金額を支出している。もし当時チッソが水銀漏出防止装置を設置していたらその金額はわずかな額であったといわれている。これは環境汚染事故ではないが最近起こった事件としては雪印乳業の食品汚染事故がある。目下雪印は補償問題に追われると同時に売上高の回復、ブランドイメージ回復に今後長い時間を要することが予想されている。

経営者は環境汚染事故などのリスクは絶対回避するという決意のもとに経営にあたるのが強く要請されている。

3.4 エコ（エコロジー）ファンド

環境対応の観点から企業を評価した先駆けといえるものがこれである。環境対応面で優れた企業を選別銘柄に組み入れたファンド、投資信託。1999年から日本国内ですでに何本かが発売されている。詳細はわからないが、銘柄選定にあたっては環境報告書等から環境管理システムの実施状況、環境目標の達成状況あるいは環境リスクなどを分析し何らかの格付けを行っているものと思われる。

3.5 環境格付け

財務面から企業力を評価した格付けはすでに金融業界では一般的に利用されているが、それと同じ考えで環境対応から企業の経営力を評価し格付けするのが環境格付けである。市場のグリーン化に呼応して企業のステークホルダーも多様化し環境面からの企業評価が要求され出したといえる。この面で欧米が一步進んでおり日本では最近やっと実施機関が設立され着手された。

情報源としては企業アンケート、環境報告書、担当者への聴取などを行い、環境管理、製品サービス、環境パフォーマンスデータなどのセクター毎の項目に重み付けをして格付けを行うといったような手法がとられている。

3.6 環境法規制

最近の環境立法の動きの速さには驚かされるものがある。地球温暖化防止、循環型社会形成、化学物質管理の各分野を中心としてめまぐるしく改正あるいは新規成立が行われていて、企業はその対応に追われてい

る。環境対応の第一歩は法規制遵守である。法規制の現状については次節で詳しく述べる。

4. 環境法規制の底流

環境経営を実施する上で法規制の遵守は最も重要な条件である。第2節で述べたように環境理念の中に必ず入っていなければならない項目である。また逆の見方からすると環境法規制が企業に環境経営を促しているといえよう。環境問題が複雑化するに伴い環境法規制も矢継ぎ早に制定、施行されている。規制内容も直接規制方式から、枠組み規制ないしは自主規制へと転換しており、近い将来環境税といった経済的手法に移行するものと思われる。さて最近の環境法規制を、企業の環境問題と同様に地球温暖化防止、循環型社会形成、そして化学物質管理の3分野に分けてみてみよう。表2はその各々について主な動きを年代順に並べてみたのだが各種対策がなされていることがわかる。そしてその各々の規制には強いメッセージが底流としてあることが汲み取れる。

4.1 地球温暖化防止関連

1997年京都で開催された気候変動枠組み条約第3回締約国会議(COP3)において採択された京都議定書の数値目標は冒頭でも述べたが、日本6%、米国7%、EU8%等々であった。先進国で最も省エネルギーが進んでいるわが国にとって、6%削減は重い目標である。大量生産大量廃棄から脱却して、持続可能な社会を目指すライフスタイルへの転換が求められている。

地球温暖化防止関連の法律で重要なのは「エネルギー使用の合理化に関する法律」(省エネ法)である。エネルギー資源の有効な利用を目的として、工場、建造物、機械器具についての省エネルギー施策を講じている。ここで注目されるのは機械器具に関する項目である。自動車の燃費基準や家電製品、OA機器等電気機器の省エネ基準を、現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にするというトップランナー方式の考え方を導入している点である。勧告に従わなかった場合、社名の公表、命令、罰金などの処罰規定もある。要するに新モデルの開発に際してこの条件をクリアできないメーカー、よりコストをかけられないメーカーはそのモデルの製品化をあきらめざるを得ない。

ここでのメッセージは「トップランナー」である。この方式のねらいは環境適合設計の徹底でありそれに

表2 分野別環境対策

地球温暖化防止に関する主な動き	
1988. 11	国連が「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)を設立
1990. 10	日本政府は「地球温暖化防止行動計画」を決定
1992. 6	地球サミットで「気候変動枠組み条約」締結
1997. 12	気候変動枠組み条約第3回締約国会議(COP3)において「京都議定書」を採択
1998. 6	「地球温暖化対策推進大綱」を対策推進本部が決定
1998. 6	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を一部改正
1998. 10	「地球温暖化対策の推進に関する法律」成立(1999. 4施行)
循環型社会の形成に関する主な動き	
1970. 12	廃棄物の処理および清掃に関する法律(廃掃法)制定。その後'92. 7. '94. 9. '97. 12. '00. 6に改正
1991. 6	再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)制定。2000. 6 資源の有効な利用の促進に関する法律と改正、改名
1995. 6	容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)制定
1998. 5	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)制定
2000. 5	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)制定
2000. 6	環境型社会形成推進基本法(リサイクル基本法)制定
2000. 6	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律制定
2000. 7	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律制定
化学物質対策に関する主な動き	
1950~70	公害防止、労働安全衛生関連等で各種法規制の制定 1948 農薬取締法、1950 毒物および劇物取締法、1961 薬事法、1972 労働安全衛生法
1974	化学物質の審査と製造等の規制に関する法律(化審法)制定
1992. 6	地球サミットでアジェンダ21, 19章「有害化学物質の環境上の適正な管理」採択
1992	化学製品安全データシート(MSDS)作成指針公表 日本化学工業協会
1993	化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針の公表 厚生省・通産省
1995. 4	日本レスポンシブル・ケア協議会設立 日本化学工業協会
1996. 2	OECDが加盟各国にPRTR(汚染物質排出・移動登録)制度導入を勧告
1999. 7	特定化学物質の環境への排出量等の把握および管理の促進に関する法律(PRTR法)制定

耐えられない企業の市場からの退場である。環境規制による明確な企業の選別が始まったといえる。

4.2 循環型社会の形成関連

ごみ問題が深刻な社会問題になってきている現在、今までのような大量生産、大量消費、大量廃棄の経済システムの維持は困難である。高度成長期までは、資源の投入・生産・流通・消費という動脈物流のみを考えればよかつたわけであるが、今後は消費・回収・再生という静脈物流も確立しなければならない。環境負荷の低減と資源の有効利用を目指した「循環型社会」への転換が求められている。

廃棄物の発生抑制(Reduce)、部品としての再使用(Reuse)、そして原料としての再利用(Recycle)即ち3Rが図られる社会を構築する必要がある。

循環型社会形成のための主な動きを表2に示したが、制定時の廃掃法は廃棄物の適正処理に主眼が置かれて

いた。しかし近年のリサイクル世論の高まりとともに、容器包装や家電製品などの個別製品廃棄物再商品化の推進という方向にその対策は移ってきている。容器包装リサイクル法では容器包装の製造者やその利用者が容器包装廃棄物のリサイクルに責任を持つことが規定されている。また家電リサイクル法でも使用後廃棄される製品に対して、消費者が一部費用の負担をすることは生産者が最終的なリサイクル責任を持つことが規定されている。即ち生産者は単に製品を製造して販売するだけでなく消費者が使用後もその製品の処分まで責任を持つという拡大生産者責任制度が明確に導入されている。両法律ともこれまで市場原理の外に置かれていた廃棄物の再商品化コストを市場経済の中に強制的に内部化する仕組みを作ったといえる。企業には内部化されたりリサイクルコストを削減するという新しい競争が要求されている。そのためにはリサイクルしやすい原材料の使用ならびに設計即ち環境適合設計の導入が重要な意味を持つてくる。

ここでのメッセージは「拡大生産者責任」である。

4.3 化学物質管理関連

現在世界中で使用されている化学物質は約10万種、日本だけで約5万種といわれている。20世紀にこの化学物質は人類に多大の恩恵をもたらしたが、また一方多くの有害性ももたらした。

わが国では1950年代から70年代にかけて化学物質による公害や食品事件を契機として、環境、安全衛生、保安関係の法規制が整備された(表2化学物質対策の項参照)。1974年には世界に先駆けて化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)を制定、人間の健康障害の防止、環境保全を目的として、事前に新規化学物質を審査、規制できる体制を整えた。しかしこれまでの法規制は化学物質を直接管理、制限する直接規制型であった。しかし1999年7月に制定された「特定化学物質の環境への排出量等の把握および管理の促進に関する法律」(PRTR法)は自主管理型である。ただしその排出量や移動量を自治体経由で国に届け出るよう事業者には義務付けた。

国は物質ごとに業種別、地域別等に集計し公表する。国民からの請求があれば、国は営業秘密を確保しつつ、個別事業所の情報を開示することができる。原料などに含まれる化学物質について、性状や取り扱いに関する化学物質安全データシート(MSDS)の交付を事業者には義務付けている。

この法律の要点は自主管理させながらそのデータは

開示いたしますというところにある。即ちメッセージは「情報の開示」である。

以上、地球温暖化防止関係の法規制からのメッセージは「トップランナー」、即ちトップクラスの省エネ基準を達成できない製品は市場からの退場が迫られているということである。

また循環型社会形成関係の法規制のメッセージは「拡大生産者責任」、即ち生産者は製品の製造からリサイクル、廃棄まで責任を持って処理しなければならない。処理コストの削減ならびに内部化が求められている。

そして化学物質関連からのメッセージは「情報開示」である。企業が使用している主要な化学物質について情報開示することが要求されている。もし有害物質の使用削減ができなければ、その事業所は地域住民から排除されるだろう(表2参照)。

いずれにしても企業は環境法規制の底流をよく理解し、積極的に対応しなければならない。対応を誤るとマーケットそのものから排除されることになる。

ここで本来なら環境経営の実践として「環境管理システム」と「環境情報開示」の解説を入れるべきだが、今回はそれぞれの専門家からご寄稿いただいているのでその論文を参照して頂きたい。

5. 環境パフォーマンス指標—環境経営の指標

企業が環境経営を実践し環境保全努力を重ねた結果、その水準あるいは到達度がどの程度かを社会に表すものが必要になる。企業が発生させている環境負荷やそれへの対策が環境パフォーマンスであり、それを把握、測定したものが環境パフォーマンス指標である。環境会計とともに、企業の努力の結果が簡単にわかり、年次推移として比較できるような指標があると便利である。環境コストとその効果が対比されたような指標が示されれば環境経営上意思決定の参考になるであろう。この環境パフォーマンスの評価のプロセスについては、国際標準化機構がISO 14031(環境パフォーマンス評価—指針)として発行しており、指標に関しては環境省が「事業者の環境パフォーマンス指標(2000年度版)」を策定している。

ここで環境省のガイドラインを基に環境パフォーマンス指標の説明をしてみる。

5.1 指標の目的、要件

目的としては、対内的には環境保全活動の評価とか

意思決定のための情報提供、対外的には利害関係者に事業者の環境保全活動を評価するための情報を提供することである。

備えるべき要件としては、環境負荷や取り組み状況を的確に反映するものであること、経年比較等比較可能性があること、信頼性を検証できる手段があること、そして内容が容易に理解できることなどである。

5.2 指標の体系および分類

指標を大別すると2つに分けられる。

① 環境マネジメント指標（マネジメント・パフォーマンス指標：MPI）

環境経営そのものにかかわる指標：環境管理システム、環境適合設計、環境会計、規制遵守など

② 環境負荷関連指数（操業パフォーマンス指標：OPI）

操業に伴う指標：

- ・投入—物質，エネルギー，水などの量，グリーン購入
- ・排出—大気，水，廃棄物などの量，製品，サービス，再生利用量など
- ・輸送に伴う環境負荷など

5.3 経営指標と関連付けた指標

持続可能な経営とは環境負荷を最小にしながら経済価値を最大にすることである。したがって、環境負荷関連指数と経営関連指数（売上高、生産量など）とを統合化した指標を用いて評価することは非常に大切なことである。具体的な指標としては、

① 単位製品・サービス価値あたりの環境負荷（環境負荷集約度）

例：単位売上高あたりの温室効果ガス排出量 (t/円)

② 単位環境負荷あたりの製品・サービス価値（環境効率）

例：単位物質投入量あたりの製品・サービスの生産量 (t/t)

③ 単位総資源使用量あたりの製品・サービス価値（資源生産性）

例：単位総資源使用量あたりの製品出荷額 (円/t)

このほか、環境先進企業を中心として各種新指標が研究されだしているが、現実には環境パフォーマンスデータの収集や統計処理上で色々問題点を抱えているのが実情である。しかし有用な新指標を導き出す手法

に対しては大きな期待がもたれているのも事実である。

5.4 資源生産性指標

上記で説明した指標の中で現在環境技術開発と絡めて一番注目されているのが資源生産性指標である。砕いていえば「いかに少ない資源から、いかに多くの製品、サービスを生み出すか」という生産効率を管理する指標でもある。本指標の向上は枯渇しがちな資源を節約しながら新たな製品あるいは産業を生み出すことになる。当面の目標としては資源生産性を少なくとも4倍（ファクター4：経済価値を2倍、資源消費を半分にする）に高める必要があるといわれている。省エネ、省資源を実施しながら同時に環境リスクを低減でき、経済効率も向上させるという点で注目を集めているわけである。資源生産性を向上させるためには当然環境技術の開発が伴わなければならない。その手法の一例として製品アセスメントがある。製品アセスメントには製品設計アセスメントと生産工程アセスメントがある。現在この製品アセスメントは企業の環境管理システムに取り入れられているケースは少ないようであるが、今後は資源生産性向上の観点からぜひ組み込む必要がある。その結果色々な形の資源生産性指標が発表されてくるものと思われる。

6. 環境経営の今後

6.1 複雑化する環境問題

第1節の環境問題の変遷でも触れたが、職場の安全、地域の公害問題そして地球環境問題と拡大してきた環境問題は、現在、より複雑化の傾向をたどっている。職場の安全にしろ、公害問題にしろ、また地球環境問題のフロン生産中止にしろ、個々の問題についてみれば企業はその時その時に際して適切に対処して解決に努力してきた。しかし人間の生活水準向上の欲望はとどまるところを知らない。より楽な生活をしたい、より自由に移動したい、遠くへ早く行きたいといった欲望が使い捨て文化を生み、自動車の生産を増やし、航空機の進歩を促している。

使い捨て文化はごみを増やし、自動車は騒音、振動、各種排気ガスなどの問題を生み出し、増大する航空機は今では見過ごされているが成層圏の汚染という大きな問題をはらんでいる。ひとつの問題が解決するとその次の問題、また次と人類の文化の進歩と歩調を合わせるように環境問題も拡大し、複雑化してきている。その解決には結局のところ我々市民一人一人の自覚、そして行動以外に解決の方法はない。

6.2 行政の動向

冒頭でも述べたように企業の利害関係者として主なもの社会（市民、NGO）、市場、行政などがある。拡大し、複雑化する環境問題に対して行政の動きも急である。一般的に網をかぶせる包括法から、個々の物質、製品を対象とした個別法へ、さらに基準値、枠組み規制から自主管理規制、そして次は経済的手法へとその性格を変えつつある。

地球温暖化防止法を例にとってみると、1998年に「地球温暖化対策の推進に関する法」という枠組み法が成立している。その後、去年京都議定書の批准推進の決定をみて、自主管理法への転換、さらに経済的手法を伴った目標管理法へという二段階手順が検討されている。

6.3 企業の対処

企業は環境問題解決のため利害関係者から重い圧力を受けている。複雑化した現在の環境問題に対処するにはPlan-Do-Check-Actionのサイクルによる環境管理システム、そして前向きな情報開示をツールとした環境経営の徹底が必要である。

当然環境コストの増大は避けられない。省エネルギーはコストセーブに貢献するがリサイクルならびに有害化学物質の低減はコスト増大要因になる。企業はこの環境コストを製品コストに加算して内部化せざるを得ない。この環境コストの低減化努力が今後の企業の競争力に直結してくることは明らかである。同時にその努力過程で開発された新技術が新しいビジネスチャンスを生むきっかけとも成得るはずである。環境問題を通して、新しい企業競争が始まったといえる。

参考文献

- [1] 環境省, 環境会計システムの確立に向けて, (2000年報告); 平成12年3月.
- [2] 環境省, 事業者の環境パフォーマンス指標, (2000年版), 平成13年2月.
- [3] 川村雅彦著, 環境格付け時代に生き残る, 雑誌「地球環境」, 2001.4-8.
- [4] 日本電気(株), NEC環境アニュアルレポート, (2001).
- [5] (株)日本事務機械工業会, みんなの環境百科, 2000年3月.